

土地改良事業等請負工事機械経費算定基準について

昭和 58 年 2 月 28 日 58 構改 D 第 147 号
構造改善局長から各地方農政局長あて

一部改正	昭和59年 2 月 7 日 59 構改 D 第 51 号
”	昭和59年 10 月 8 日 59 構改 D 第 888 号
”	昭和60年 2 月 7 日 60 構改 D 第 53 号
”	昭和60年 10 月 2 日 60 構改 D 第 924 号
”	昭和61年 3 月 6 日 61 構改 D 第 169 号
”	昭和61年 10 月 1 日 61 構改 D 第 952 号
”	昭和62年 3 月 7 日 62 構改 D 第 212 号
”	昭和63年 4 月 15 日 63 構改 D 第 334 号
”	平成元年 3 月 7 日 元 構改 D 第 67 号
”	平成 2 年 2 月 22 日 2 構改 D 第 55 号
”	平成 3 年 3 月 29 日 3 構改 D 第 142 号
”	平成 4 年 2 月 18 日 4 構改 D 第 50 号
”	平成 5 年 2 月 22 日 5 構改 D 第 51 号
”	平成 6 年 2 月 22 日 6 構改 D 第 72 号
”	平成 7 年 2 月 23 日 7 構改 D 第 74 号
”	平成 8 年 2 月 27 日 8 構改 D 第 96 号
”	平成 9 年 3 月 14 日 9 構改 D 第 117 号
”	平成 10 年 3 月 19 日 10 構改 D 第 140 号
”	平成 11 年 3 月 19 日 11 構改 D 第 204 号
”	平成 12 年 3 月 29 日 12 構改 D 第 226 号
”	平成 13 年 3 月 22 日 12 農振 第 1682 号
”	平成 14 年 3 月 29 日 13 農振 第 3732 号
”	平成 15 年 3 月 28 日 14 農振 第 2597 号
”	平成 16 年 3 月 30 日 15 農振 第 2817 号
”	平成 18 年 3 月 30 日 17 農振 第 2145 号
”	平成 19 年 3 月 30 日 18 農振 第 2170 号
”	平成 20 年 3 月 31 日 19 農振 第 2150 号
”	平成 22 年 3 月 31 日 21 農振 第 2419 号
”	平成 24 年 3 月 30 日 23 農振 第 2534 号
”	平成 26 年 3 月 24 日 25 農振 第 2166 号
”	平成 27 年 3 月 30 日 26 農振 第 2111 号
”	平成 28 年 3 月 29 日 27 農振 第 2229 号
”	平成 30 年 3 月 29 日 29 農振 第 2154 号
”	平成 31 年 3 月 28 日 30 農振 第 3873 号
”	令和 2 年 4 月 1 日 元 農振 第 3395 号
”	令和 3 年 3 月 19 日 2 農振 第 3047 号
”	令和 4 年 3 月 25 日 3 農振 第 2711 号

土地改良事業等機械経費積算要領(昭和 49 年 3 月 12 日付け 49 構改 D 第 169 号)、ダム工事中用仮設備機械等損料算定基準(昭和 49 年 3 月 12 日付け 49 構改 D 第 167 号)及び土地改良事業等機械施工標準歩掛算定表(昭和 47 年 2 月 19 日付け 47 構改 D 第 65 号)を整理統合した「土地改良事業等請負工事標準機械経費算定基準」を別添のとおり定め、昭和 58 年 4 月 1 日以降の契約に係る工事から適用することとしたので遺憾のないようにされたい。

なお、「土地改良事業等機械経費積算要領について」(昭和 49 年 3 月 12 日付け 49 構改 D 第 169 号)及び「ダム工事中用仮設備機械等損料算定基準について」(昭和 49 年 3 月 12 日付け 49 構改 D 第 167 号)は昭和 58 年 3 月 31 日限りで廃止する。

〔編注 1〕本趣旨は農村振興局長から北海道開発局長、沖縄総合事務局長、緑資源機構理事長あて参考送付されている。

〔編注 2〕「機械経費の賃料算定基準について」(平成 4 年 2 月 18 日付け 4-19 構造改善局長通知)は平成 13 年 3 月 22 日付け 12 農振第 1682 号の一部改正により、本基準に統合されたことから平成 13 年 3 月 31 日限りで廃止されている。

土地改良事業等請負工事機械経費算定基準

(目的)

第1. この基準は土地改良事業等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知(以下、「積算基準」という。))第4条の3に基づく機械経費について必要な事項を定めることにより請負工事の工事価格の算定を適正にすることを目的とする。

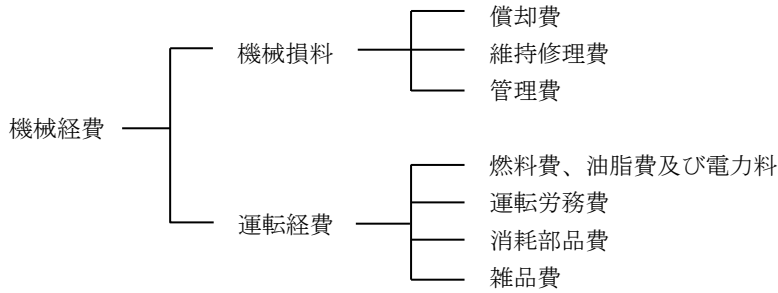
(用語の定義)

第2. この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- 一 基礎価格：国内における標準仕様による機械の実勢取引価格をいう。(輸入機械を含む。)
- 二 標準使用年数：機械の購入から売却あるいは処分までの使用期間をいう。
- 三 運転時間：機械が目的の作業を行う時間、作業のための自走による移動時間、作業待ち等によるエンジンの空転時間、その他作業に関連する時間(一つの工程における作業サイクルの中のわずかなエンジン停止時間及びこれに準ずる時間を含む。)をいう。
- 四 運転日数：運転時間の多少にかかわらず、機械が運転される日を通算した日数をいう。
- 五 供用日数：機械が工事現場に供用される日数(機械を工事現場に搬入・搬出するために必要な日数も含む。)をいう。
- 六 年間標準運転時間(年間標準運転日数又は年間標準供用日数)：
機械ごとに実績又は推定により定められる年間の標準的な運転時間数(運転日数又は供用日数)をいう。
- 七 維持修理費：機械の効用を維持するために必要な整備及び修理(改造を除く。)の費用で、運転費以外のものをいう。
- 八 維持修理費率：機械の使用期間中に必要となる維持修理費総額の基礎価格に対する割合をいう。
- 九 管理費：機械の保有に伴い必要となる公租公課、保険料、格納保管(これに要する要員を含む)等の経費をいう。
- 十 年間管理費率：年間に必要な管理費の基礎価格に対する割合をいう。
- 十一 償却費：機械の使用又は経年による価値の減価額をいう。
- 十二 償却費率：使用期間中の償却費総額の基礎価格に対する割合をいう。
- 十三 消耗部品費：作業の目的物と直接接触し損耗する部品のうち、消耗度と操業度との相関が極めて高く、かつ、取替修理に特別な技能を要しない部品の費用をいう。
- 十四 予備用機械：故障又は事故の発生に備え、法令の規定又は契約の定めにより工事現場に存置する予備の機械をいう。
- 十五 標準使用運転時間：ダム本体工事に使用する仮設備機械及びポンプ類(以下、「ダム用機械」という。)の使用期間中における標準的な通算運転時間をいう。
- 十六 標準使用運転日数：ダム用機械の使用期間中における標準的な通算運転日数をいう。
- 十七 標準使用供用日数：ダム用機械の使用期間中における標準的な通算供用日数をいう。
- 十八 現場修理費：ダム用機械の工事現場における維持修理費をいう。(他の工事現場への転用に伴い必要となる費用を除く。)
- 十九 現場修理費率：ダム用機械の使用年数期間中に必要となる現場修理総額の基礎価格に対する割合をいう。
- 二十 整備修理費率：ダム用機械の使用年数期間中における工事現場での故障の修理や運転機能を維持するための整備からなる現場修理費及び他の工事現場への転用に伴い必要となる維持修理費の総額の基礎価格に対する割合をいう。
- 二十一 低騒音型機械：国土交通大臣が別に定める低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(以下「指定に関する規定」という。)に基づき低騒音型建設機械として指定された建設機械をいう。
- 二十二 低振動型機械：指定に関する規定に基づき低振動型建設機械として指定された建設機械をいう。
- 二十三 排出ガス対策型建設機械：国土交通大臣官房技術審議官が別に定める排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき排出ガス対策型建設機械として指定された建設機械及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)第10条の4の規定に基づく公示をした型式の特定特殊自動車若しくは道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第75条の規定に基づく指定を受けた型式の自動車をいう。
- 二十四 市場価格：賃貸機械の実勢取引価格をいう。

(機械経費の構成)

第3. 機械経費の構成は次のとおりとする。



(機械損料の積算)

第4. 別表第1 土地改良事業等一般機械損料算定表に掲げる機械(以下、「一般機械」という。)、別表第2 土地改良事業等船舶損料算定表に掲げる機械(以下、「船舶」という。)及び別表第3 土地改良事業等農用地整備用機械損料算定表に掲げる機械(以下、「農用地整備用機械」という。)の機械損料は、償却費、維持修理費及び管理費について、次の1号及び2号の(イ)(ロ)の算式により求めた運転1時間(運転時間の測定が困難な機械又は機械損料の計算を運転日単位で行うことが適当な機械(以下、「運転日単位の機械」という。))については、運転1日。以下同じ。)当たり損料に運転時間数(運転日単位の機械については、運転日数。以下同じ。)を乗じて得た額と、次の1号及び2号の(ハ)(ニ)の算式により求めた供用1日当たり損料に供用日数を乗じて得た額とを合計して算定するものとする。

ただし、予備用機械については、次の1号及び2号の(ハ)(ニ)の算式により求めた供用1日当たり損料に供用日数を乗じて得た額とする。

一 一般機械及び農用地整備用機械

(イ) 運転1時間(又は運転1日)当たり損料

$$= \text{基礎価格} \times \text{運転1時間(又は運転1日)当たり損料率}$$

(ロ) 運転1時間(又は運転1日)当たり損料率

$$= \frac{1 / 2 \times \text{償却費率} + \text{維持修理費率}}{\text{年間標準運転時間(又は運転日数)} \times \text{標準使用年数}}$$

(ハ) 供用1日当たり損料=基礎価格×供用1日当たり損料率

(ニ) 供用1日当たり損料率

$$= \frac{1 / 2 \times \text{償却費率} + \text{年間管理費率} \times \text{標準使用年数}}{\text{年間標準供用日数} \times \text{標準使用年数}}$$

なお、機械が年間標準運転時間、年間標準運転日数、年間標準供用日数で運転及び供用する場合の一般機械及び農用地整備用機械の機械損料は、次の算定により求めた運転1時間(又は運転1日)当たり換算値の損料に運転時間数(又は運転日数)を乗じて得た額とする。

(ホ) 運転1時間(又は運転1日)当たり換算値の損料

$$= \text{基礎価格} \times \text{運転1時間(又は運転1日)当たり換算値の損料率}$$

(ヘ) 運転1時間(又は運転1日)当たり換算値の損料率

$$= \frac{\text{償却費率} + \text{維持修理費率} + \text{年間管理費率} \times \text{標準使用年数}}{\text{年間標準運転時間(又は運転日数)} \times \text{標準使用年数}}$$

(ト) 供用1日当たり換算値の損料

$$= \text{基礎価格} \times \text{供用1日当たり換算値の損料率}$$

(チ) 供用1日当たり換算値の損料率

$$= \frac{\text{償却費率} + \text{維持修理費率} + \text{年間管理費率} \times \text{標準使用年数}}{\text{年間標準供用日数} \times \text{標準使用年数}}$$

土地改良事業等請負工事機械経費算定基準

二 船舶

(イ) 運転1時間(又は運転1日)当たり損料
 = 基礎価格×運転1時間(又は運転1日)当たり損料率

(ロ) 運転1時間(又は運転1日)当たり損料率
 = $\frac{1}{2 \times (\text{償却費率} + \text{維持修理費率})} \times \frac{\text{年間標準運転時間 (又は運転日数)} \times \text{標準使用年数}}{\text{年間標準運転時間 (又は運転日数)} \times \text{標準使用年数}}$

(ハ) 供用1日当たり損料=基礎価格×供用1日当たり損料率

(ニ) 供用1日当たり損料率
 = $\frac{1}{2 \times (\text{償却費率} + \text{維持修理費率}) + \text{年間管理費率}} \times \frac{\text{年間標準供用日数} \times \text{標準使用年数}}{\text{年間標準供用日数} \times \text{標準使用年数}}$

なお、機械が年間標準運転時間、年間標準運転日数、年間標準供用日数で運転及び供用する場合の船舶の機械損料は、次の算式により求めた運転1時間(又は運転1日)当たり換算値の損料に運転時間数(又は運転日数)を乗じて得た額とする。

(ホ) 運転1時間(又は運転1日)当たり換算値の損料
 = 基礎価格×運転1時間(又は運転1日)当たり換算値の損料率

(ヘ) 運転1時間(又は運転1日)当たり換算値の損料率
 = $\frac{\text{償却費率} + \text{維持修理費率} + \text{年間管理費率} \times \text{標準使用年数}}{\text{年間標準運転時間 (又は運転日数)} \times \text{標準使用年数}}$

(ト) 供用1日当たり換算値の損料
 = 基礎価格×供用1日当たり換算値の損料率

(チ) 供用1日当たり換算値の損料率
 = $\frac{\text{償却費率} + \text{維持修理費率} + \text{年間管理費率} \times \text{標準使用年数}}{\text{年間標準供用日数} \times \text{標準使用年数}}$

2. 一般機械、船舶及び農用地整備用機械のうち、運転日数の測定が困難な機械又は機械損料の計算を供用日単位で行うことが適当な機械(以下、「供用日単位の機械」という。)の機械損料は、前項の規定にかかわらず、次の算式により求めた供用1日当たり損料に供用日数を乗じて得た額とする。

(イ) 供用1日当たり損料=基礎価格×供用1日当たり損料率

(ロ) 供用1日当たり損料率
 = $\frac{\text{償却費率} + \text{維持修理費率} + \text{年間管理費率} \times \text{標準使用年数}}{\text{年間標準供用日数} \times \text{標準使用年数}}$

3. 一般機械、船舶及び農用地整備用機械のうち、国が工事の請負人に無償で貸与する機械(当該機械の係る全ての維持修理を請負人の負担において実施する場合)の機械損料は、前記1～2項の規定にかかわらず、次の(イ)の算式により求めた運転1時間(運転1日又は供用1日)当たり維持修理費(過去の実績又は推定により求めた運転1時間(運転1日又は供用1日)当たり維持修理費)に運転時間数(運転日数又は供用日数)を乗じて得た額と、次の(ロ)(ハ)の算式により求めた供用1日当たり機械管理費に供用日数を乗じて得た額とを合計して算定するものとする。

ただし、予備用機械については、次の(ロ)(ハ)の算式により求めた供用1日当たり機械管理費に供用日数を乗じて得た額とする。

(イ) 運転1時間(運転1日又は供用1日)当たり維持修理費
 = 基礎価格×運転1時間(運転1日又は供用1日)当たり維持修理費率

(ロ) 供用1日当たり機械管理費=基礎価格×供用1日当たり管理費率

(ハ) 供用1日当たり管理費率
 = $\frac{\text{年間管理費率}}{360}$

4. 前記1～3項に掲げる算式中の償却費率は、1から残存率を減じて得た数値とし、基礎価格、標準使用年数、年間標準運転時間、年間標準運転日数、年間標準供用日数、維持修理費率及び年間管理費率(以下、「損料諸数値」という。)は、別表第1「土地改良事業等一般機械損料算定表」、別表第2「土地改良事業等船舶損料算定表」及び別表第3「土地改良事業等農用地整備用機械損料算定表」に掲げるところによる。

ただし、一般機械、船舶及び農用地整備用機械を国が無償で貸与する機械に係る年間管理費率は、別表第5に掲げるところによる。

5. 別表第4土地改良事業等ダム工事用仮設備機械等損料算定表に掲げる機械(以下、「ダム用機械」という。)の機械損料は、償却費、整備修理費及び管理費について、次の(イ)(ロ)の算式により求めた運転1時間(又は運転1日)

土地改良事業等請負工事機械経費算定基準

当たり損料に運転時間数(又は運転日数)を乗じて得た額と次の(ハ)(ニ)の算式により求めた供用1日当たり損料に供用日数を乗じて得た額とを合計して算定する。

ただし、予備用機械については、(ハ)(ニ)の算式により求めた供用1日当たり損料に供用日数を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} & \text{(イ) 運転1時間(又は運転1日)当たり損料} \\ & = \text{基礎価格} \times \text{運転1時間(又は運転1日)当たり損料率} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{(ロ) 運転1時間(又は運転1日)当たり損料率} \\ & = \frac{1/2 \times \text{償却費率} + \text{整備修理費率}}{\text{標準使用運転時間(又は運転日数)}} \end{aligned}$$

$$\text{(ハ) 供用1日当たり損料} = \text{基礎価格} \times \text{供用1日当たり損料率}$$

$$\begin{aligned} & \text{(ニ) 供用1日当たり損料率} \\ & = \frac{1/2 \times \text{償却費率} + \text{年間管理費率} \times \text{標準使用年数}}{\text{標準使用供用日数}} \end{aligned}$$

なお、ダム用機械が標準使用運転時間、標準使用運転日数、標準使用供用日数で運転及び供用する場合の機械損料は次の算定により求めた運転1時間(又は運転1日)当たり換算値の損料に運転時間数(又は運転日数)を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} & \text{(ホ) 運転1時間(又は運転1日)当たり換算値損料} \\ & = \text{基礎価格} \times \text{運転1時間(又は運転1日)当たり損料率} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{(ヘ) 運転1時間(又は運転1日)当たり換算値の損料率} \\ & = \frac{\text{償却費率} + \text{整備修理費率} + \text{年間管理費率} \times \text{標準使用年数}}{\text{標準使用運転時間(又は運転日数)}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{(ト) 供用1日当たり換算値の損料} \\ & = \text{基礎価格} \times \text{供用1日当たり換算値の損料率} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{(チ) 供用1日当たり換算値の損料率} \\ & = \frac{\text{償却費率} + \text{整備修理費率} + \text{年間管理費率} \times \text{標準使用年数}}{\text{標準使用供用日数}} \end{aligned}$$

6. ダム用機械のうち、供用日単位の機械の機械損料は、前記5項の規定にかかわらず、次の算式により求めた供用1日当たり損料に供用日数を乗じて得た額とする。

$$\text{(イ) 供用1日当たり損料} = \text{基礎価格} \times \text{供用1日当たり損料率}$$

$$\begin{aligned} & \text{(ロ) 供用1日当たり損料率} \\ & = \frac{\text{償却費率} + \text{整備修理費率} + \text{年間管理費率} \times \text{標準使用年数}}{\text{標準使用供用日数}} \end{aligned}$$

7. ダム用機械のうち、国が工事の請負人に無償で貸与する機械(当該機械に係るすべての現場修理費を請負人の負担において実施する場合)の機械損料は、前記5、6項の規定にかかわらず、次の(イ)(ロ)の算式により求めた運転1時間(運転1日又は供用1日)当たり現場修理費に運転時間数(運転日数又は供用日数)を乗じて得た額と、次の(ハ)(ニ)の算式により求めた供用1日当たり機械管理費に供用日数を乗じて得た額とを合計して算定するものとする。

ただし、予備用機械については、(ハ)(ニ)の算式により求めた供用1日当たり機械管理費に供用日数を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} & \text{(イ) 運転1時間(運転1日又は供用1日)当たり現場修理費} \\ & = \text{基礎価格} \times \text{運転1時間(運転1日又は供用1日)当たり現場修理費率} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{(ロ) 運転1時間(運転1日又は供用1日)当たり現場修理費率} \\ & = \frac{\text{現場修理費率}}{\text{標準使用運転時間(運転日数又は供用日数)}} \end{aligned}$$

$$\text{(ハ) 供用1日当たり機械管理費} = \text{基礎価格} \times \text{供用1日当たり管理費率}$$

$$\begin{aligned} & \text{(ニ) 供用1日当たり管理費率} \\ & = \frac{\text{年間管理費率}}{360} \end{aligned}$$

8. 前記第5、6、7項に掲げるダム用機械の機械損料の算式中の償却費率は1から残存率を減じて得た数値とし、基礎価格、標準使用年数、標準使用運転時間、標準使用運転日数、標準使用供用日数、整備修理費率及び年間管理費率(以下、「損料諸数値」という。)は、別表第4「土地改良事業等ダム工所用仮設備機械等損料算定表」に定めると

土地改良事業等請負工事機械経費算定基準

ころによる。

ただし、ダム用機械を国が無償で貸与する機械に係る現場修理費率、年間管理費率は過去の実績等により適正に定めるものとする。

9. 前記第1項から第8項の維持修理費及び現場修理費以外で機械が作業の目的物と直接接触して損耗する部分品等のうち、消耗度と操業度との相関が極めて高く、かつ取替修理に特別な技能を要しない消耗部品等を基礎価格又は運転1時間(運転1日又は供用1日)当たり損料に加算して求めることが適当な機械については別表第1から別表第4を参考として積算するものとする。

ただし、第7運転経費で算定される消耗部品費は除くものとする。

(機械損料の補正)

- 第5. 一般機械、船舶及び農用地整備用機械のうち、次の各号に掲げる機械の運転1時間(又は運転1日)又は供用1日当たり損料は、第4の規定にかかわらず第4第1、2、9項に掲げる算式により求めた運転1時間(又は運転1日)当たり損料又は供用1日当たり損料に当該各号に定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内で補正することができる。

ただし、第1号に該当する場合で、機械の輸送費の算定の基礎となる機械の所在場所が、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定により指定された地域(以下、「豪雪地帯」という。)以外の地域である機械の供用1日当たり損料又は第3号若しくは第4号に該当する場合で、二交替制又は三交替制による作業(これらに準ずる作業を含む。以下、「交替制作業」という。)に使用することが通常の状態である機械の運転1日当たり損料又は供用1日当たり損料については、この限りではない。

- 一 豪雪地帯において使用する機械(作業船を除く。)の供用1日当たり損料

100分の110(北海道地域については、100分の115)

- 二 岩石作業に使用するブルドーザ(リッパ装置付ブルドーザを除く。)、ショベル系掘削機、トラクタショベル及びダンプトラック(建設専用ダンプトラックを除く。)の運転1時間当たり損料

100分の125

- 三 運転日単位の機械で、交替制作業に使用するものの運転1日当たり損料

100分の150(三交替制の作業については100分の200)

- 四 供用日単位の機械で、交替制作業に使用するものの供用1日当たり損料

100分の125(三交替制の作業については100分の150)

2. 特殊な仕様又は現場条件に応じて設計製作された機械のうち、他の工事に転用することが困難であり又は転用に当たって過大な費用がかかると思われる機械については、償却費に相当する部分につき、実情に応じて適正に補正することができる。

(別表第1から別表第4に掲げる機械以外の機械の損料諸数値)

- 第6. 別表第1から別表第4に掲げる機械以外の機械の損料諸数値(年間管理費率を除く。)は、それぞれ同表に掲げる同種、同型式又は類似の機械の損料諸数値を参しゃくし、適正に定めるものとする。

(運転経費の積算)

- 第7. 運転経費に係る各費目の積算は、原則として次の号に定めるところによるものとする。

- 一 燃料費は次により算定する。

(イ)燃料費

= 燃料単価×運転1時間当たり燃料消費量×運転時間数

(ロ)運転1時間当たり燃料消費量

= 別表第1から別表第4の機関出力(以下同じ。)×運転1時間当たり燃料消費率

なお、運転1時間当たり燃料消費量は、有効数字の第3位を四捨五入し、有効数字2桁として表す。ただし、整数3桁以上は、整数として表す。

(ハ)運転1時間当たり燃料消費率は別表第6を標準とする。

なお、燃料消費率には油脂費が含まれている。

- 二 電力料は電気事業者が定める電力供給約款をもとに、次の算式により求めた額とする。

電力料=従量電力料単価×使用電力量

使用電力量=負荷設備容量×負荷率×作業時間率×運転時間数

負荷率: 定格(又は最高)出力に対する平均出力の割合

作業時間率: 運転時間数に対する実作業時間の割合

土地改良事業等請負工事機械経費算定基準

三 油脂費とは、ガソリン・ディーゼルエンジンのエンジンオイル、ギアオイル、グリース、車輛油及びウエース等の費用である。

2. 運転労務費は、機械を運転(又は操作)する労務者の費用とし次により算定する。

$$\text{運転労務費} = \text{労務単価} \times \text{機械運転1時間当たり労務歩掛} \times \text{運転時間}$$

一 労務単価

職種別労務単価は1日8時間労働に対する賃金とする。なお、特殊作業等がある場合はその割増を考慮する。

運転手(特殊、一般)、運転助手及び特殊作業員(円/人)

$$= \frac{K}{8} \times \left\{ H_0 + R \times (H_1 \times 1.25 + H_2 \times 0.25) \right\} \times \frac{8}{H_0 + H_1}$$

K : 職種別基本給日額(円/人)

R : 職種別基本給日額構成比率

H₀ : 基本給日額対象時間(時間)

H₁ : 超勤作業時間(時間)

H₂ : 深夜割増対象作業時間(時間)

二 機械運転1時間当たり労務歩掛

機械運転1時間当たり労務歩掛は、次により算定する。

1) 運転手(特殊、一般)を計上する機械の労務歩掛

$$\text{運転1時間当たり運転手歩掛(人/時間)} = 1/T$$

(注) Tは4～7時間について適用するものとし、Tが4時間未満の場合は4を、7時間を越える場合は7を使用する。

① 時間単位の機械

$$T = \frac{\text{年間標準運転時間}}{\text{年間標準運転日数}}$$

② 日単位の機械

$$T = \text{各歩掛等に示す運転1日当たり運転時間}$$

2) 特殊作業員を計上する機械の労務歩掛

$$\text{運転1時間当たり労務歩掛} = 1/T$$

(注) Tは、運転日当たり運転時間で各歩掛等に示す時間である。

3. 消耗部品費は、第4第9項の基礎価格又は運転1時間(運転1日又は供用1日)当たり損料に加算した消耗部品費以外の消耗部品で、次の算式により算定する。

$$\text{消耗部品費} = \text{運転1時間(運転1日又は供用1日)当たり損料及び補修費} \\ \times \text{運転時間数(運転日数又は供用日数)}$$

なお、運転1時間(運転1日又は供用1日)当たり損料及び補修費は別表第7によるほか、別表第1から別表第4及び実績又は資料により算定することができる。

(賃貸機械)

第8. 機械経費の全部又は一部について賃料により積算することが適当であると判断される機械にあつては、次式により算定することができる。

- | | | |
|---|----------------------|--------------------|
| 1 | トラッククレーン及びラフテレーンクレーン | 賃料=市場価格×運転日数 |
| 2 | クローラクレーン | 賃料=市場価格×月数(又は供用日数) |
| 3 | 上記以外 | 賃料=市場価格×供用日数 |

(換算値損料13欄及び15欄を使用する場合)

第9. 機械の稼働状態が標準と認められる場合は、13欄及び15欄の換算値損料を使用できるものとする。

(供用日当たり運転時間の補正)

第10. 機械の供用日当たり運転時間が損料算定表の値と著しく相違すると認められる工事においては、標準の供用日当たり運転時間の補正を行う。

供用日当たり運転時間が損料算定表の値と著しく相違する場合とは

$$\frac{t}{t_0} \leq 0.8 \text{ 又は } \frac{t}{t_0} \geq 1.2$$

土地改良事業等請負工事機械経費算定基準

の場合である。なお、 t は当該工事の供用日当たり運転時間、 t_0 は損料表の供用日当たり運転時間で次のとおり算出される。

$$t = \frac{\text{当該工事の運転時間}}{\text{当該工事の供用日数}} \qquad t_0 = \frac{\text{年間標準運転時間}}{\text{年間標準供用日数}}$$